

特別徴収（年金からの天引き）の場合

- 1 決定後の保険料額が、年金からの天引き済み分よりも少ない、又は同額の場合
⇒令和8年度分の保険料は、全額納めていただいております。
多く納めていただいた分につきましては、還付（お返し）します。
（後日御通知します。）
- 2 決定後の保険料額が、年金からの天引き済み分よりも多い場合
⇒納付済み分との差額を、納付書又は口座振替により納めていただきます。
（今月末の納期で、一括精算になります。）

普通徴収（納付書又は口座振替）の場合

- 1 今月末の納期で、精算分の保険料を一括で納めていただきます。
⇒当初お送りしていた金額と変更になりますので、納付書の場合は差し替えて納付くださるようお願いいたします。
- 2 決定後の保険料額より多く納めていただいている場合は、還付（お返し）します。
（後日御通知します。）

◆口座振替の方は、御指定の口座から振替します。

◆口座振替のお申込がない方は、変更後の金額の納付書を同封しております。

以前にお送りしてある納付書を御確認いただき、同じ納期の分を差し替えしてください。
納期限までに、次の納付場所で納めてください。

- ◇村上市役所 本庁・支所・上海府連絡所
- ◇第四北越銀行 村上信用金庫 北新潟農業協同組合
新潟県労働金庫 大光銀行 新潟県信用組合
- 東日本信用漁業協同組合連合会 きらやか銀行 ゆうちょ銀行 郵便局
- ◇コンビニエンスストア
納付可能なコンビニエンスストアは納付書裏面に記載されていますので御確認ください。

社会保険料控除について

納めた保険料は、所得税や住民税の申告の際に「社会保険料控除」となります。
・年金からの天引きによる納付…年金受給者御本人に適用
・納付書・口座振替による納付…実際に負担した方（口座名義人の方など）に適用

◆御家族の口座からの納付に変更した場合、世帯全体の所得税や住民税の税額に影響が生じる場合がありますので、御注意ください。

令和8年度分

後期高齢者医療保険料

【令和8年8月】

後期高齢者医療保険料額の変更決定通知書をお送りします。
（通知書の見方についての説明を記載しました。）

新潟県内へ転出された方

⇒村上市での加入月数に基づいて保険料を再計算しました。

村上市での加入月数により保険料額を計算します。

例）8月28日に転出の場合…8月28日で資格が異動しますので、7月分までの保険料額を計算します。

※御住所を移された場合、村上市から日本年金機構へ天引きを中止するよう連絡をしますが、1～2回ほどそのまま天引きになることがあります。

村上市へ天引き分が入金されましたら、多く納めていただいた分の精算を行いますので、お送りする通知等により御確認ください。

◇変更決定通知書の見方については、2、3ページを御覧ください。

◇保険料の納め方については、4ページを御覧ください。

お問い合わせ

◆村上市役所 税務課 市民税室 ☎0254-75-8949（直通）

◆新潟県後期高齢者医療広域連合

〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階

業務課 ☎025-285-3222 総務課 ☎025-285-3221

ホームページ <http://www.niigata-kouiki.jp>

このチラシは、令和8年8月1日現在で決定されている内容で作成しました。

新潟県内に転出の方は、
令和8年度分の年間保険料は変更されません。

⇒すでに決定して通知をお送りしている年間保険料を、
転出元(村上市)と転出先の市町村において、それぞ
れ月割で計算します。

⇒下の例は、8月で転出した場合に、村上市で納めていた
だく分として、年間保険料額(72,000円)を、4月～7月まで
の4か月分で月割計算したものです。

転出元での保険料の計算

年間保険料(均等割額+所得割額) ÷ 12(月) ⇒ (1か月あたりの保険料額)

年間保険料 - {1か月あたりの保険料額 × 村上市での資格を喪失した月以降の月数}
(※月割減額分)

⇒ 村上市で納めていただく保険料額

「後期高齢者医療保険料納入(変更)通知書」の見方(特別徴収)

納付方法	年金からの支払い(特徴)	決定(変更)理由	広域内転居(均一賦課異動)
特別徴収者	厚生労働大臣		
特別徴収対象年金	老齢基礎年金	徴収決定年月日	令和8年8月4日
特別徴収年金給付額	〇〇〇〇	村上市に納付する保険料額	24,000円
口座振替による納付の場合の口座情報	前回通知からの保険料額の差額は-48,000円です。		

【期別保険料額】

期別・月	変更後		変更前		普通徴収の場合の納期限
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
4月		12,000		12,000	
5月					
6月		12,000		12,000	
4期 7月	0	0	0	0	
5期 8月	0	0	0	12,000	
6期 9月	0		0		
7期 10月	0		0	12,000	
8期 11月	0		0		
9期 12月	0		0	12,000	
10期 1月	0		0		
11期 2月	0		0	12,000	
12期 3月	0		0		
計	0	24,000	0	72,000	
合計額		24,000		72,000	

普通徴収で納めていただく分がある場合は、ここに金額を記載しています。

口座振替の口座(納付書の場合)は

「後期高齢者医療保険料納入(変更)通知書」の見方(普通徴収)

納付方法	口座振替(期別引落)(普徴)	決定(変更)理由	広域内転居(均一賦課異動)
特別徴収者			
特別徴収対象年金		徴収決定年月日	令和8年8月4日
特別徴収年金給付額		村上市に納付する保険料額	24,000円
口座振替による納付の場合の口座情報	前回通知からの保険料額の差額は-48,000円です。		

【期別保険料額】

期別・月	変更後		変更前		普通徴収の場合の納期限
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
4月					
5月					
6月					
4期 7月	8,000		8,000		令和8年7月31日
5期 8月	16,000		8,000		令和8年8月31日
6期 9月	0		8,000		令和8年9月30日
7期 10月	0		8,000		令和8年11月2日
8期 11月	0		8,000		令和8年11月30日
9期 12月	0		8,000		令和8年12月28日
10期 1月	0		8,000		令和9年2月1日
11期 2月	0		8,000		令和9年3月1日
12期 3月	0		8,000		令和9年3月31日
計	24,000	0	72,000	0	
合計額		24,000		72,000	

今回の納期で、精算となります。
当初お知らせした金額と差し替えになります。

決定後の保険料 - 納期が来ている分 → 精算で納めていただく分
左の例の場合:
24,000円 - 8,000円 = 16,000円

令和8年度分の保険料